

香川県営野球場グラウンドフェンス広告事業募集要項

1 施設の概要

香川県営野球場（レクザムスタジアム）

所 在 高松市生島町6 1 4 番地（香川県総合運動公園内）

利用時間 午前9時～午後9時（11月1日～3月31日は午後5時まで）

休 場 日 12月29日～1月3日

利用者数 18,683人（平成28年度実績）

入場者数 94,729人（ 〃 ）

主な開催試合 四国アイランドリーグplus、高校野球県大会等

2 募集の内容等

（1）募集

香川県営野球場において、グラウンドフェンス広告を表示する広告主を公募により募集する。

なお、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、県が推奨等をするものではない。

（2）広告の表示を募集する場所

① ~~外野グラウンドフェンス（中堅側）~~ 4区画（全区画表示済）

② 外野グラウンドフェンス（両翼側） 20区画（一部区画表示済）

③ 内野グラウンドフェンス 16区画 合計40区画

※ 別記 グラウンドフェンス広告表示区画参照

（3）広告を表示できる期間

許可日～平成30年3月

（4）使用料（消費税及び地方消費税を含む）

① 外野グラウンドフェンス（中堅側） 1区画につき年額 259,200円

② 外野グラウンドフェンス（両翼側） 1区画につき年額 222,120円

③ 内野グラウンドフェンス 1区画につき年額 148,080円

（5）募集の条件

① 寸法・規格

縦1メートル、横6メートルとし、各区画の間は1メートル空ける。

② 広告の内容

ア 商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等を表示するものとする。

イ 表示できる広告は、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準に定める広告事業の対象範囲とするほか、次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない（別紙「表示できない広告例」参照）。

- ・ 競技及び観覧に支障を来すもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 野球場内の美観及び景観を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 青少年の健全育成に支障を来すもの又はそのおそれのあるもの
- ・ アルコール飲料に係るもの

③ 表示の方法

広告は、県が別途指定する日程により、指定色を使用して広告主の負担でグラウンドフェンスに直接描くものとする（カッティングシートは不可）。

○指定色（使用する塗料は別途指定）

フェンスの色：緑色（日本塗料工業会 F45-20D）、半艶
広告文字等の色：白色単色（日本塗料工業会 FN-90）、半艶

④ 留意事項

ア 広告の表示、補修及び原状回復等は、広告主が責任をもって行い、これに必要な一切の費用は、広告主の負担とする。

イ 広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければ表示することができない。また、県から内容の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。なお、応募に当たっては、予定される広告の内容を明らかにする資料（広告のイメージ図等）を添付すること。

ウ 表示した広告はその内容等を変更することができる。この場合、香川県都市公園条例第3条第3項に基づく行為変更許可を受け、その内容等について変更前に県の審査を受けなければ変更することができない。また、県から修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

エ 広告の表示を終了する場合は、広告主の責任において原状回復しなければならない。

オ 広告の表示、補修及び原状回復等について、疑義が生じた場合は、担当部署と協議して決定する。

カ 上記のほか、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）、香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）、事務委任施設管理運営規則（平成16年香川県教育委員会規則第5号）、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準等に従うこと。

3 応募資格

- (1) 香川県の県税、法人税（個人にあつては、所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- (3) 法人にあつては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。また、商法（明治32年法律第48号）により会社の整理を命ぜられていないこと。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 応募手続

(1) 募集要項等の配布

下記場所にて、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、随時配布

（配布場所） 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎4階
香川県教育委員会事務局保健体育課

※ なお、募集要項等は県ホームページからも入手できます。

(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/hotai/koukoku.html>)

(2) 申請書等の提出

下記場所にて、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、随時受付

(提出場所) 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎4階
香川県教育委員会事務局保健体育課

(提出物)

- ア 都市公園内行為許可申請書(別紙様式)
- イ 予定される広告の内容を明らかにする資料(イメージ図等)
- ウ 過去3か月以内の商業登記事項証明書(応募者が法人の場合)
(現在事項全部証明書)
- エ 住民票抄本(応募者が個人の場合)
- オ 納税証明書(下記のA及びB)
 - A 香川県税(すべての税目)に滞納のない旨の証明書(香川県指定様式)
(県税事務所又は県民センターにおいて発行)…香川県税
※ 県税の納税証明書交付請求書は香川県のホームページの「香川県県税のページ」からダウンロードできます。
(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei/index.htm>)
※ 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印、個人の方は事業主の印鑑が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印が必要です。
なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
 - B 法人税(応募者が個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書(法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」)
(本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行)…国税
※ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>)
※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。
- カ その他参考となる書類(会社概要など)

~~-(3) 提出方法~~

~~持参(郵送及び電送によるものは受け付けない。)~~

5 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- (2) 所定の日時及び場所に応募書類を提出しないとき
- (3) 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- (4) その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

6 広告主の決定等

(1) 決定方法

広告の表示内容等が適当であると認められる申請を行った者のうちから、区画ごとに先着順で表示場所を決定する。

(2) 都市公園内行為許可

広告主は、広告を表示する前に、4（2）に記載する申請書等を提出し、香川県都市公園条例第3条第1項に基づく行為許可を受ける必要がある。

(3) 使用料の納付

広告主は、都市公園内行為許可を受けた後、2（4）に記載する使用料を広告の表示前に納入しなければならない。

なお、特別の事由があると認めるとき以外は、既納の使用料は還付しない。

7 広告表示期間の完了

翌年度も広告の表示を希望するときは再度、都市公園内行為許可申請書を提出し、許可を受けた場合は、引き続き表示ができる。

再度の表示を希望しない場合は、原状回復等について、担当部署と協議を行う。

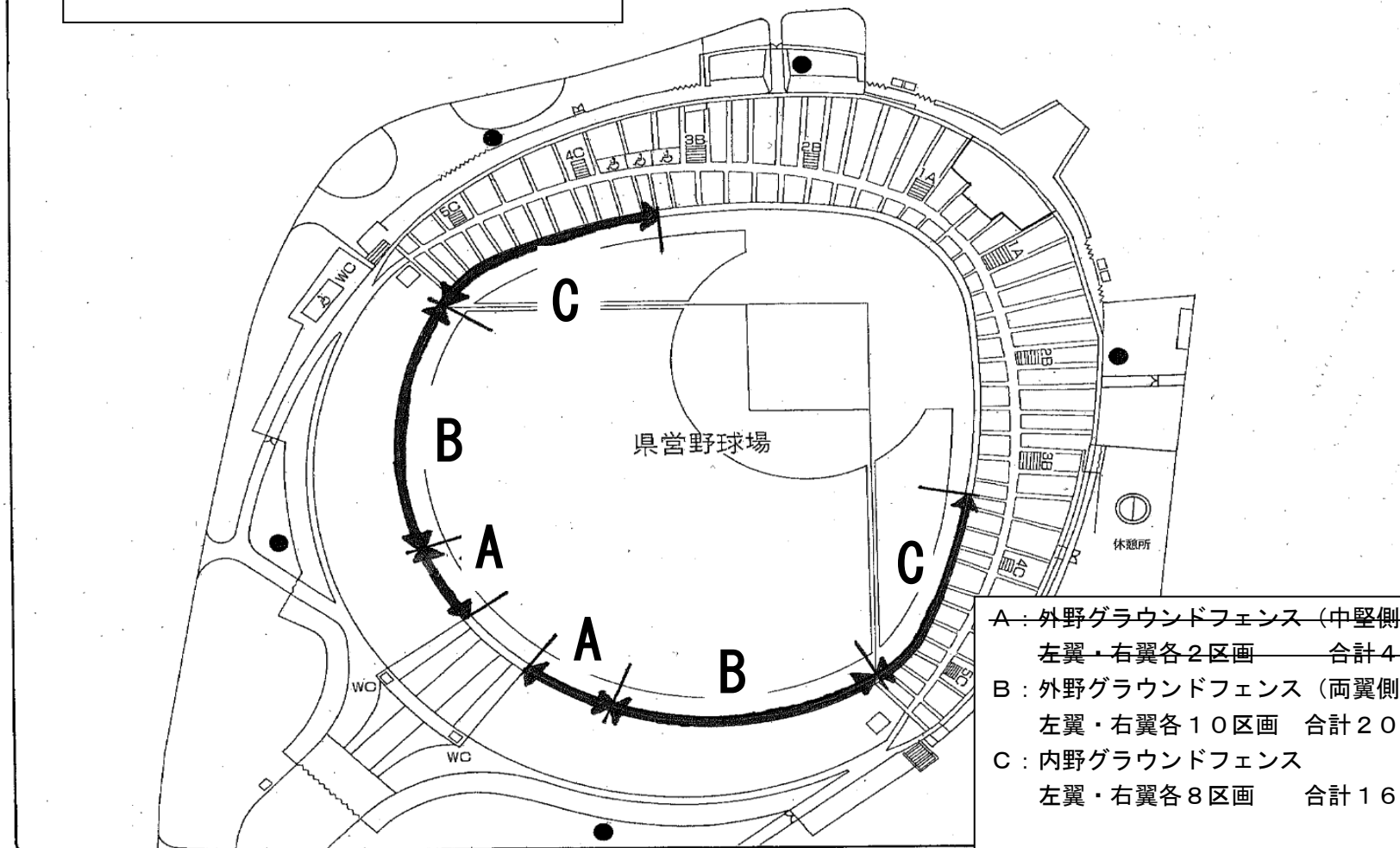
8 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準を熟読のうえ、応募すること。
- (2) 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。

9 問合せ先

〒760-8582 高松市天神前6番1号
香川県教育委員会事務局保健体育課 総務・施設グループ
・電 話 087-832-3767 (直通)
・F A X 087-806-0235
・電子メールアドレス hokentaiiku@pref.kagawa.lg.jp

グラウンドフェンス広告表示区画



- A : 外野グラウンドフェンス (中堅側)
左翼・右翼各2区画 合計4区画 全区画表示済
- B : 外野グラウンドフェンス (両翼側)
左翼・右翼各10区画 合計20区画 一部区画表示済
- C : 内野グラウンドフェンス
左翼・右翼各8区画 合計16区画

(右翼側)

←バックスクリーン側

ホームベース側→

A		B										C							
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

(左翼側)

←ホームベース側

バックスクリーン側→

C								B										A	
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21

表示できない広告例

○香川県広告事業実施要綱（抜粋）

- ・ 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 法令等に違反するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名を広告するもの
 - (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - (7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

○香川県広告事業実施基準（抜粋）

- ・ 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に関するもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 県の指名停止措置を受けている者
 - (6) その他県資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- ・ 次のいずれかに該当する内容の広告
 - (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
 - (2) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - (9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
 - (10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの

- (11) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
- ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示
 - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表示
- (12) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

都市公園内行為許可申請書

平成 年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

申請者の住所及び氏名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

香川県総合運動公園内において、次のとおり行為の許可を受けたいので、香川県都市公園条例第3条第2項の規定によって申請します。

目 的	香川県営野球場グラウンドフェンス広告の表示
内 容	
期 間 及 び 時 間	年 月 日から 年 月 日まで
場 所 又 は 公 園 施 設	香川県営野球場
使用面積又は広告表示面積	6 m ²
備 考	

注 1 内容欄には、表示する広告の内容を記入し、予定される広告物の内容を明らかにする資料（イメージ図等）を添付してください。

2 備考欄に希望する広告表示区画を記入してください。（例 B-32）